CRPD/C/FRA/Q/1

**フランス　初回審査　事前質問事項＊　JD仮訳**

2019年11月30日

障害者権利委員会

List of issues in relation to the initial report of France\*

Committee on the Rights of Persons with Disabilities

（＊第12会期（2019年9月23－27日）の会期前ワーキンググループで採択）

**A. 目的および一般的な義務（第1～4条）**

1.　以下の目的のために締約国がとった措置について、委員会に報告してください。

a）フランスの障害評価メカニズムが、条約に謳われている障害の人権モデルに沿ったものであること、そのメカニズムが障害のある人の個人のアイデンティティの尊重と社会的インクルージョンのための必要な条件を示すものであること、自閉症や心理社会的障害を含むすべての障害を認識していることを保証する。

b）条約第15条(1)に関する解釈宣言を撤回し、条約を完全に承認する。

2.　以下の情報を提供してください。

a）すべての法案の障害のある人への影響評価に関する2012年9月4日付の首相通達に示された計画の実施を保証するために実施された取り組み。

b）条約が対象とするすべての分野における既存の国の政策・法律の中でのユニバーサルデザインの範囲と適用。

c）全国障害者協議会及び欧州問題に関するフランス障害者協議会を含む、国、地域、県、市町村レベルでの法律及び政策の策定及び実施への、障害のある子どもや女性を含む障害のある人の団体の関与を保証するために設けられた仕組み。

d）国、地域、県、市町村レベルの政策立案者および公務員、ならびに県の障害者ホーム職員を含む障害のある人と関わる専門職に提供される義務的な研修プログラムに、条約に基づいた障害のある人の権利に関する体系的訓練を導入するために行われた取り組み、およびそのために割り当てられた人的、技術的、財政的資源。

**B. 特定の権利（第5～30条）**

**平等および非差別（第5条）**

3.　以下のためにとられた措置を委員会に報告してください。

a）条約が対象とするすべての分野において、合理的配慮の拒否を障害を理由とする差別の一形態と定める。

b) 障害、年齢、民族または出身国、宗教、言語、国籍、移民の地位、居住地、性的指向、ジェンダー自認、および性特徴を理由とするものを含む、複合的かつ交差的な形態の差別を認識する。

c) 上記の種類の差別に対する法的救済と賠償を提供する。

**障害のある女性（第6条）**

4.　以下のためにとられた措置について情報を提供してください。

a）特にジェンダーの平等、雇用、医療、社会保障に関する法律や政策の策定・実施において、障害のある女性が協議を受けることを保証する。

b) ジェンダー平等や障害に関するものを含むすべての法律や政策が、障害のある女性や少女の権利を保証する。

**障害のある子ども（第7条）**

5.　以下のためにとられた措置について、委員会に報告してください。

a）障害のある子どもの亡命希望者、難民、ロマを含む子どもの権利の保護のための国家戦略を策定し、障害のある子どもについてのその成果を監視し報告すること。

b) 障害のある子どもの医療・社会的施設への収容をやめ、代わりに地域社会の家庭をベースとした環境を提供すること。

c) 民法第388条の1の実施を強化し、障害のある子どもが、司法および行政の手続きや決定を含む、自分たちに影響を与えるすべての事項について意見を表明する権利を十分に享受できるようにすること。

**意識の向上（第8条）**

6.　社会や障害のある人と関わる専門職の間での、障害のある人、特に心理社会的障害のある人や自閉症者に対する固定観念や偏見、ハラスメントと闘うための措置について、また、マスメディアの利用を含めた意識向上キャンペーンを通じて、障害のある人の権利を促進するためにとられた措置について、委員会に報告してください。

**アクセシビリティ（第9条）**

7.　次の項目について最新の情報を提供してください。

a) 2015年の法律2015-988の実施の進捗状況。およびアクセシビリティ大使ネットワークの運用を含む、フランス大都市圏と海外領土の両方で計画されているアクセシビリティ計画の進捗状況。

b）医療、教育、交通サービス、住宅やコミュニケーションを含む公共および民間サービスへの、障害のある人のアクセシビリティを確保するためにとられた立法上およびその他の措置。

c) 全国緊急通報リレーセンターのアクセシビリティ第2フェーズの実施状況、緊急通報センターの評価結果、およびその結果とられた措置。

8.　以下について委員会に報告してください。

a) 知的障害のある人、自閉症の人、盲人、盲ろう者を含む障害のある人の、一般に公開・提供されている情報、通信、サービスへのアクセスを保証するための、公共および民間の関係者に対する拘束力のあるアクセシビリティ基準の策定への進展。

b) 代替的・拡張的技術の使用、点字及びわかりやすい版の学習・教育・使用を促進し、公共部門のウェブサイト及びモバイルアプリのアクセシビリティに関する欧州連合指令を実施するためにとられた措置。

**危険な状況および人道的緊急事態（第11条）**

9.　以下のためにとられた措置について最新の情報を提供してください。

a) 危険な状況、人道的緊急事態および自然災害への対応について、障害のある人の組織と緊密に協議し、積極的に関与させる。

b) 危険な状況、人道的緊急事態および自然災害の際に、障害のある亡命希望者や難民、難民のような状況で生活している人を含むすべての障害のある人が、緊急時の配慮や障害インクルーシブな人道的支援にアクセスできることを保証すること。

**法の前での平等な承認（第12条）**

10.　民法、刑事訴訟法、民事訴訟法、公共保健法など、障害を理由に法的能力の剥奪を認めるすべての法的規定を廃止し、代替的な意思決定制度を支援された意思決定制度に置き換えるために取られた措置について、委員会に報告してください。

11.　法的能力を奪われ、あらゆる種類の代替的意思決定制度の下に置かれている障害のある人について、障害、ジェンダー、年齢、農村部と都市部、居住地、社会経済的地位ごとに分けたデータを提供してください。

**司法へのアクセス（第13条）**

12.　以下の情報を提供してください。

a) 裁判所の建物、適切な手続的配慮ならびにアクセシブルな法的文書と情報への、すべての障害のある人のアクセスを保証するためにある取決め。

b) 法執行機関や刑務所の職員、警察官、司法関係者に提供される、障害のある人の権利に関する体系的かつ義務的な能力構築。

c) 法律扶助を受けるための資格基準。また、刑事手続中に、ろう者、知的障害や心理社会的障害のある人、障害のあるインターセックスの人を含む障害のある人が、法定代理人を得ることを保証する取り組み。

**身体の自由と安全（第14条）**

13.　以下のためにとられた立法措置およびその他の措置を委員会に報告してください。

a）2013年9月27日の法律2013-869を廃止するなど、実際のまたはあると思われた心理社会的障害や危険と見なされることを理由とした自由の剥奪をなくし、障害のある人の精神科治療に関するすべての決定が当事者の自由意思によるインフォームドコンセントにより行われることを保証する。

b) 拘置所および精神科病院における隔離措置の使用をなくす。

c) 障害のある移民や子どもを含む、障害のある人の自由の剥奪に関する決定に不服を申し立てる権利を保証する。

14.　以下の措置についても委員会に報告してください。

a）過剰または強制的な投薬の使用を含め、入院や外来治療プログラムにおいて障害のある人の同意なしに医療行為を行うことを認めるすべての法律を廃止し、そのような治療を防止し、人権に基づくリハビリテーションを提供する。

b) 移民を含め自由を奪われたすべての障害のある人に対して、拘束中および釈放時に、個別の支援と配慮を提供することを保証する。

c) 2018年の第20会期に委員会が採択したこのテーマに関する声明に沿って、生物学及び医学の応用に関する人権及び人間の尊厳の保護に関する条約の追加議定書案に反対する。

**拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱いもしくは刑罰からの自由**

**(第15条)**

15.　以下を禁止するために行われた努力について、委員会に報告してください。

a) 自閉症の人の「パッキング」が合法とされ実践されていることを含め、精神科病院や入所施設などの医療サービスでの障害のある人に対する物理的、機械的、化学的な拘束の使用。

b) 子どもを含むインターセックスの人に対する、同意のない不可逆的な処置。

**搾取、暴力、虐待からの自由（第16条）**

16.　以下の情報を提供してください。

a) 障害のある人、特に女性と少女を、家庭内暴力、性的暴力、施設内暴力（入所施設や精神病院など）を含む搾取、暴力、虐待から保護するためにとられた措置。

b) 障害のあるすべての女性と少女が、支援プログラムやジェンダーに基づく暴力の被害者のためのシェルターにアクセスできることを保証するためにとられた措置。

c) 施設、社会サービスおよび医療・社会サービスの質の評価を担当する国家機関の勧告の実施、および地域の保健機関が登録した虐待の事例を監視するための措置。

d) 高齢者・障害のある人の虐待と闘うための2007年の国家計画の成果と、新たな行動計画の採択の日程。

e) 障害者団体の積極的な参加を得て、精神科病院および居住施設を体系的かつ独立して監視すること。

**個人をそのままの状態で保護すること（第17条）**

17.　以下のための措置について、委員会に報告してください。

a）自由意思によるインフォームドコンセントなしに心理社会的障害のある人の不妊手術を可能にする公共保健法の規定を廃止する。

b) ろうの新生児への人工内耳の使用に関する親への情報提供など、不可逆的な治療や介入に関する適切な情報と支援の提供を保証する。

**移動と国籍の自由（第18条）**

18.　障害のある女性や子どもを含むロマの障害のある人が、その尊厳を十分に尊重され、自ら選択した地域で移動の自由を効果的に行使し、他の人と平等に国籍を取得し、適切な生活条件を得ることができるためにとられた措置について、委員会に報告してください。

**自立生活と地域社会へのインクルージョン（第19条）**

19.　以下のための措置について、委員会に報告してください。

a）障害のある子どもや大人の強制的な施設入所を可能にするすべての法律を廃止し、子どもの施設入所を拒否した親を報復から保護する。

b) 障害のある人、特に子どもの施設からの地域移行、および自立して生活し、地域社会に包摂される権利の促進のための戦略を採用すること。

c) 施設への新規入所を（一時）停止する。

20.　以下のデータを提供してください。

a) 入所施設で暮らす障害のある人。

b）施設を退所した障害のある人の数。

c) 地域での自立した生活のための支援を受けている障害のある人。

21.　以下に関する情報を提供してください。

a) 障害のある人の支援の費用に上限を設けることを目的とした法律第2005-102号を実施する政令の採択の日程。

b) 支援用具や機器を含む、障害のある人へのパーソナルアシスタンスの提供。包括的な支援計画と2015年12月28日の法律2015-1776号の実施の結果。

c）地域社会でのインクルージョン、締約国の障害のある人に対する個別支援、および自立生活の手配を確保するための、フランスからの障害のある人をベルギーで受け入れることに関する締約国とベルギーの間の2011年12月の合意の有効性。また、ベルギーの施設から退所した障害のある人の数を示してください。

**表現と意見の自由および情報へのアクセス（第21条）**

22.　以下について委員会に報告してください。

a）生活のあらゆる分野における手話言語の使用、点字、音声・触覚情報、わかりやすい版、絵文字、拡張・代替コミュニケーション、通訳ガイドの使用を認め、促進するためにとられた措置。

b) 手話言語通訳者の訓練と、海外領土を含め、生活のあらゆる分野での適格な手話言語通訳の提供。

**プライバシーの尊重（第22条）**

23.　個人情報の処理を行う地域保健機関のデータベースに含まれる障害のある人のデータ、およびCapEmploi（障害者専用の公共職業紹介機関）による支援サービスに使用されるデータを保護するためにとられた措置について、委員会に報告してください。また、住宅と介護のための分野横断的な連携・支援チームの場合など、障害のある人のデータが悪用された場合の調査に関する情報も提供してください。

**家庭と家族の尊重（第23条）**

24.　以下の項目について情報を提供してください。

a）後見制度の下にある人を含め、すべての障害のある人の結婚、家族、父性、母性に関する権利を確保するためにとられた法的およびその他の措置。

b) 障害のある子どもの親に支給される給付金の改革の状況と、知的・心理社会的障害のある親や自閉症の親を含む障害のある親の子育てを支援するために設けられているインセンティブ。

**教育（第24条）**

25.　一般（メインストリーム）の教育制度における障害のある子どものデータを、障害、年齢、ジェンダー、農村部と都市部、居住地、社会経済的地位、民族・国籍ごとに、また教育環境（一般の学校内の分離教室やインクルーシブ教室、医療・社会的施設を含む）や教育レベルごとに分けて提供してください。また、教育制度から排除されている障害のある子どものデータも提供してください。

26.　以下のための具体的な措置について、委員会にさらに報告してください。

a) 「解決策がない」と考えられている人や、現在医療社会施設にいる人の状況にも対応した、就学前や高等教育を含むすべてのレベルでのインクルーシブ教育制度への移行を促進するための方針と具体的な措置を採用する。

b) インクルーシブ教育の権利と、柔軟で多様な形態の試験方法について、試験当局を含む教育関係者を訓練する。

c) 障害のある若者や成人が一般の職業教育を受けられるようにし、開かれた労働市場への移行を支援する。

d) 障害のあるロマの子どもを一般の学校に含める。この点に関する法的必須条件や慣行に関する情報も提供してください。

**健康（第25条）**

27.　以下のためにとられた措置について委員会に報告してください。

a）障害のある女性や少女、ロマやインターセックスの人を含むすべての障害のある人が、婦人科、歯科、その他の医療サービス、施設、設備、機器を含む医療にアクセスできるようにすること。および、障害のある女性や少女のための特定のアクセス可能な設備や機器を提供すること。

b) 障害のある人の権利について、性と生殖に関する健康および精神保健の分野で働く人を含む保健職員を訓練する。

c) 医療従事者、障害のある人およびその家族の間で、障害のある人に対する補足的な健康保険給付とその対象範囲に関する理解を広げ、これらの受給資格を理由とする障害のある人に対する間接的な差別を防止する。

d) 人権的アプローチを地域の精神保健計画に盛り込む。

**労働と雇用（第27条）**

28.　以下の情報を提供してください。

a）2013年以降の障害のある人の雇用と失業の割合と動向。障害、ジェンダー、年齢、農村部と都市部、居住地、社会経済的地位、労働市場の種類（保護雇用か一般雇用か）、部門（民間か公共か）別に集計。

b) 障害のある人の労働へのアクセスと雇用を促進するために、公共部門および民間部門の企業の間で締結された協定および実施した措置。また、障害のある人の労働と雇用へのアクセスを改善するための措置に関連する2013年11月の複数関係者協定によって達成された成果についても報告してください。

c) 分離された「保護（protected）」雇用から一般労働市場への移行を促進することなどにより、一般労働市場での雇用への障害のある人のアクセスを促進するためにとられた政治的・立法的措置。

d) 雇用における障害のある人の差別と搾取を防止し、障害のある人の職業（professional）、労働組合（trade union）および賃金の権利を確保するためにとられた措置。

**相当な生活水準および社会的保障（第28条）**

29.　障害のある人の貧困とホームレスの割合について、障害、ジェンダー、年齢、農村部と都市部、居住地、社会経済的地位の別に集計したデータを提供してください。

30.　以下のためにとられた措置に関する情報も提供してください。

a) 障害のある人の貧困に取り組み、適切な生活水準を保証する。

b) 障害のある人が、適切な社会的住宅や、柔軟な住宅解決策を含む利用しやすい民間住宅にアクセスできることを保証する。

c) 障害補償給付の水準を支援措置の実際の費用に合わせるとともに、これらの支援措置の実施のために欧州連合構造・投資基金を利用する。

**政治的・公的活動への参加（第29条）**

31.　以下のためにとられた措置について委員会に報告してください。

a) 盲ろう者、知的・心理社会的障害のある人を含む障害のある人のための、投票手続き、施設、資料、選挙運動のアクセシビリティに関する法律を実施する。

b) 女性を含む障害のある人の公務への参加を促進する。

**C. 特定の義務（第31〜33条）**

**統計およびデータ収集（第31条）**

32.　障害、ジェンダー、年齢、農村部と都市部、居住地、民族、社会経済的地位、移民の地位などで区別されたデータを定期的に収集し、人権に基づく指標やワシントン・グループの「障害に関する短い質問セット」を参考にした、障害のある人に関する体系的で調和のとれたデータ収集の仕組みの存在について、委員会に報告してください。

**国際協力（第32条）**

33.　以下の情報を提供してください。

a) 「欧州開発合意」と「人道的行動における障害のある人のインクルージョンに関する憲章」の実施を確保するためにとられた措置。

b）条約の規定を実施するための、およびこれらの基金を利用したプログラムの実施への障害者団体の参加のための、欧州構造基金の利用。

**国内での実施と監視（第33条）**

34.　以下の情報を提供してください。

a) 条約の実施に関連した、障害およびアクセシビリティに関する連絡先および障害関連省庁間委員会の職務権限。

b）条約の実施の促進、保護、監視における国家人権諮問委員会と権利擁護官の役割と権限、およびこれらの機関に割り当てられている技術的、財政的、人的資源。

c）障害者団体に与えられた財政的支援を含む支援、および条約の監視及び実施への障害のある人の完全かつ効果的な参加を確保するためにとられた措置。

（翻訳：佐藤久夫、松井亮輔）